

平成22年海事代理士試験

筆記試験問題

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法
5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、□□□□的身分又は門地により、政治的、経済的又は□□□□的關係において、差別されない。
- (2) 何人も、抑留又は拘禁された後、□□□□を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。
- (3) 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは□□□□を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- (4) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを□□□□してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- (5) 内閣は、国会及び□□□□に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 予見し難い予算の不足に充てるために、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- イ. 裁判所から報道機関に対して、取材フィルム of 提出命令をすることは、報道の自由を侵害するものであり、認められない。
- ウ. 信教の自由は公共の福祉による制約を受けることのない絶対無制約の権利である。
- エ. 国の財政を処理する権限は、内閣の決定に基づいて、これを行使しなければならない。
- オ. 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、七日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- カ. 衆議院が先議した予算について参議院が異なった議決を行った場合には両院協議会を開かなければならないが、衆議院で可決された法律案を参議院が否決した場合は両院協議会を開かなくてもよい。
- キ. 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。
- ク. 国会議員は、いかなる場合でも国会会期中に逮捕されることはない。
- ケ. 思想及び良心の自由は内心にとどまる限り、制約を受けることはない。
- コ. 私有財産収用の根拠となる法律に補償規定がない場合は、直接、損失補償を定めた憲法二十九条三項を根拠にして補償請求をする余地がないわけではない。

2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 故意又は過失によって他人の権利又は□□□□を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- (2) 物権の設定及び移転は、当事者の□□□□のみによって、その効力を生ずる。
- (3) 土地及びその□□□□は、不動産とする。
- (4) □□□□は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。
- (5) 債務者は、□□□□の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

2. 民法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 確定期限のある債権の場合、消滅時効は期限が到来した時から進行するが、履行遅滞となるのは債務者が期限の到来を知った時からである。
- イ. 担保物権の通有性のうち、債権が他人に移転すれば原則として担保物権もそれに伴って移転するという性質を付従性という。
- ウ. 承諾の期間を定めて契約の申し込みをした場合には、その申し込みを撤回することはできない。
- エ. 詐害行為取消権を行使するためには、被保全債権は詐害行為の前に成立していることを要する。
- オ. 債務不履行責任が発生するためには、常に債務者の責めに帰すべき事由が必要である。
- カ. 債権者が連帯債務者の1人に対して債務の免除をした場合には、その連帯債務者の負担部分については他の連帯債務者も債務を免れるが、債権者が連帯保証人の1人に対して債務の免除をした場合には、主たる債務者は債務を免れない。
- キ. 婚姻の取消しは将来に向かってのみその効力を生ずる。
- ク. 同時履行の抗弁権が付着している債権であっても、これを自働債権として相殺することができる。
- ケ. 相続人の廃除の効果は、被相続人からの廃除の請求による家庭裁判所の審判の確定によって生ずるが、相続欠格の効果は一定の事由があれば法律上当然に生ずる。
- コ. 委任者が受任者にとって不利な時期に解除するには、やむをえない事由がなければならない。

3. 商 法

1. 次の文章は、商法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 船舶共有者ニ非サル者ヲ船舶管理人ト為スニハ□□□□ノ同意アルコトヲ要ス
- (2) □□□□ハ属具目録及ヒ運送契約ニ関スル書類ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス
- (3) 旅客カ発航前ニ死亡、疾病其他一身ニ関スル□□□□ニ因リテ航海ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ船舶所有者ハ運送賃ノ四分ノ一ヲ請求スルコトヲ得
- (4) 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ□□□□ノ目的ト為スコトヲ得ス
- (5) 保険者ハ□□□□ニ因リ被保険者カ保険ノ目的ニ付キ有セル一切ノ権利ヲ取得ス

2. 次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 製造中の船舶は船舶先取特権の目的となることはできない。
- イ. 船舶共有者以外の者が船舶管理人であっても、原則として、船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有し、その代理権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することはできない。
- ウ. 共同海損を分担すべき者は、船舶の到達又は積荷の引渡の時ににおいて現存する価格の限度においてのみ責任を負う。
- エ. 発航前において、すでに運送品の全部又は一部が船積みされた後であっても、一部傭船者又は荷送人は、他の一部傭船者及び荷送人の同意を得れば、契約を解除できる。
- オ. 航海を変更した場合でも保険者の責任が始まる前であれば保険契約はその効力を失わない。
- カ. 一航海について船舶を保険に付したる場合においては保険者の責任は原則として、荷物又は底荷の船積みをした後に始まり、到達港で荷物又は底荷の陸揚げが終了したときに終わる。
- キ. 共同海損であるためには、船舶又は積荷の共同かつ現実の危険を免れるためであることが必要である。
- ク. 船舶先取特権が民法上の先取特権と競合する場合は、船舶先取特権が優先するが、船舶抵当権と競合する場合は、船舶先取特権は優先しない。
- ケ. 船長は職務を行うに際し、注意を怠らなかつたことを証明しなければ、例えその行為が船舶所有者の指示による場合でも、利害関係者に対して損害賠償責任を負う。
- コ. 同一の運送品について船荷証券が数通発行されている場合において、陸揚港で数通の船荷証券のうちの一通の所持人から運送品の引渡しを請求されたときは、船長は他の船荷証券の提供がないという理由をもって運送品の引渡しを拒むことはできない。

4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。(3点)

(例) (7) 熊本県

番 号	(7)
名 称	九州運輸局
位 置	福岡県

- (1) 山梨県
- (2) 静岡県
- (3) 滋賀県

2. 次に掲げる事務を所管している国土交通省海事局と地方運輸局の内部組織の組み合わせとして、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- (2) 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- (3) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (4) タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関すること。

(国土交通省海事局)

(地方運輸局)

- | | | |
|-----------|---|--------------|
| (1) 海技課 | — | 海事振興部又は海事部 |
| (2) 総務課 | — | 海事振興部又は海事部 |
| (3) 船舶産業課 | — | 海上安全環境部又は海事部 |
| (4) 総務課 | — | 海上安全環境部又は海事部 |

3. 次に掲げる法令の名称を、解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 運輸支局の管轄区域の特例を規定する法令
- (2) 国土交通省海事局検査測度課に船舶検査官を置くことを規定する法令
- (3) 地方運輸局の設置を規定する法令

5. 船員法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(9点)

- (1) この法律で船員とは、又は以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む及び並びに予備船員をいう。
- (2) 船舶所有者は予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも日前にその予告をしなければならない。
- (3) 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、国土交通省令の定めるところにより、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件をしなければならない。
- (4) 期間の定のない雇入契約は、船舶所有者又は船員が以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。
- (5) 船舶所有者は、年齢年未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。
- (6) 船舶所有者又は船舶所有者団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員ので組織するがあるときは、その、船員ので組織するがないときは、船員のを代表する者の意見を聴かななければならない。

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 国土交通大臣は、所部の職員の中から運航労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。
- (2) 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならないが、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。
- (3) 船員が雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違した際には雇入契約を解除することができ、その際、船舶所有者は船員に二箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支払わなければならない。
- (4) 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分割して海員に与えてはならない。
- (5) 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となったときは、三箇月の範囲内において、行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が1ヶ月に満たない場合は、この限りでない。

3. 船員法上、船長が国土交通省令で定める場合を除き、船内に備え置かなければならな

い書類を3つ挙げよ。(3点)

4. 海員が船長の命令により従事する作業のうち、労働時間の規定が適用されないものを3つ述べよ。(3点)

6. 船員職業安定法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法で「無料船員職業紹介事業者」とは、無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、又は学校等の行う無料の船員職業紹介事業のアを行って、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。
- (2) 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者がイ雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (3) 船員職業安定法第60条第2項の船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日のウ前までに、船員派遣事業許可有効期間更新申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (4) 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、エ台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第77条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (5) 派遣先は、派遣船舶ごとの同一業務について、船員派遣元事業主から1年を超えオ以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

【語群】

- | | | | | | |
|-----------|---------|----------|--------|--------|--------|
| 1. 30日 | 2. 60日 | 3. 90日 | 4. 3年 | 5. 5年 | 6. 10年 |
| 7. 登録 | 8. 届出 | 9. 登記 | 10. 臨時 | 11. 常時 | 12. 期間 |
| 13. 派遣元管理 | 14. 派遣元 | 15. 労務管理 | | | |

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法で「船員労務供給」とは、供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含む。
- (2) 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後3年間、これを保存しなければならない。
- (3) 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、両替、質屋又は酒類の販売の業務を行うことができる。
- (4) 船員職業安定法第60条第2項の規定によりその更新を受けた場合における船員派遣事業の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日か

ら起算して5年とする。

- (5) 船員派遣元事業主は、船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後3月以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(17点)

- (1) 「船舶職員」とは、船舶において、船長の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びにア、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。
- (2) 機関限定は、イ海技士（機関）の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、内燃機関について行う。
- (3) 国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、操縦免許を受ける者のウその他の状態に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の設備についての限定をすることができる。
- (4) 国土交通大臣は、国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための登録エ更新講習の課程を修了した者であると認めるときでなければ、エの有効期間の更新をしてはならない。この場合、三級海技士（機関）に係るエの有効期間の更新を申請する者は、当該講習のうち、オ更新講習の課程を当該更新の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。
- (5) 四級海技士（カ）に係るエは、有効期間内であっても、船舶局無線従事者証明が効力を失ったときは、その効力を失う。
- (6) 三級海技士（航海）第一種養成施設の課程を修了した者が、その翌年、当該養成施設の発行する修了証明書を添えて三級海技士（航海）試験の申請をしたときは、キを免除する。
- (7) 国土交通大臣は、船舶が特殊の構造又は装置を有していることを事由として、クによらなくても航行の安全を確保できると認める船舶については、船舶所有者の申請により、クによらないことを許可することができる。
- (8) 六級海技士（航海）の資格についての海技免許を受けている者が、五級海技士（航海）の資格についての海技免許を受けようとするときは、登録海技免許講習実施機関が行うレーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習及びケ講習の課程を新たに修了していなければならない。
- (9) 履歴限定を受けた者であって、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除を申請するものは、履歴限定解除（変更）申請書に、コを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (10) 操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる期間（更新期間）の全期間を通じてサの地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。
- (11) 国土交通大臣の登録を受けたものが実施する操縦免許証の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習をシという。

- (12) 海技試験は、 に行うかどうかの区別により、 試験と臨時試験の二種とする。
- (13) き損していない を受有する者が、五級海技士（機関）試験を受けるために有しなければならない乗船履歴は、 又は 記載事項証明により証明されなければならないが、主として の運転に従事しない職務の履歴は、乗船履歴として認めない。
- (14) 二級海技士（機関）試験を申請する者は、 海技士（機関）試験のうち の申請を同時にすることができるが、二級海技士（機関）試験の に合格しない者に対しては、 海技士（機関）試験のその者の は無効とする。
- (15) 国土交通省令に規定する申請書のうち に用いるものの記載方法は、告示で定められており、当該申請書は、折損し、又は汚損したものであってはならない。

2. 沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域並びに沿海区域のうち本州、北海道、四国及び九州でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域のみを航行する総トン数二十トン以上の船舶のうち、レクリエーションの用のみに供する船舶として国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められる長さ二十四メートル未満の船舶の船長になろうとする者が受けなければならない免許に係る最下級の資格を、次のア～エのうち、1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア. 六級海技士（航海）
- イ. 一級小型船舶操縦士
- ウ. 二級小型船舶操縦士
- エ. 三級小型船舶操縦士

3. 小型船舶操縦士の免許に関する次のア～エのうち、正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア. 特殊小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許のうち、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する小型船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許を特定操縦免許という。
- イ. 中学校を卒業した十五歳の者には、二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許であって、技能限定をしたものを与える。
- ウ. 操縦免許は、操縦試験に合格し、かつ、登録操縦免許講習の課程を修了した者について行う。
- エ. 二級小型船舶操縦士の資格は、特殊小型船舶操縦士の資格の上級としない。

4. 海技試験を受けるために有しなければならない乗船履歴の取扱いに関する次のア～エ

のうち、正しくないものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(1点)

- ア. 学校教育法第一条の高等学校であって船舶の運航に関する学術を教授するものを卒業し、その課程において試験科目に直接関係のある教科単位を二十五単位以上修得した者が、四級海技士(航海)試験を受けようとするときは、乗船履歴の特例に係る規定が適用される。
- イ. 国土交通大臣は、この法律が適用される船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴は、乗船履歴に相当すると認めることができない。
- ウ. 15歳に達するまでの履歴は、乗船履歴として認めない。
- エ. 10月1日の23時に乗船し、12月15日の1時に下船した乗船履歴の乗船期間を計算するには、10月1日から起算し、12月15日は一日として算入する。

8. 海上運送法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡（期間よう船を含む。）又は をする事業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の を受けなければならない。
- (3) 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、 の運送をしてはならない。
- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
 - 二 起点が終点と一致する航路であつて のないもの
- (4) 国土交通大臣は、航海が その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

2. 次に掲げる事業の事業の開始時に必要な手続きを①群、事業の廃止時に必要な手続きを②群からそれぞれ選び、その記号を解答欄に記入せよ。なお、①群、②群の記号は、それぞれ複数回使用することができる。(5点)

- (1) 一般旅客定期航路事業（指定区間に係るものを除く）
(2) 対外旅客定期航路事業
(3) 特定旅客定期航路事業
(4) 旅客不定期航路事業
(5) 船舶貸渡業、海運仲立業又は海運代理店業

【①群】事業の開始

- | | | | |
|----------------------|----------------------|-------|-------|
| A. 免許 | B. 許可 | C. 認可 | D. 登録 |
| E. 事業の開始の日から10日以内に届出 | F. 事業の開始の日の10日前までに届出 | | |
| G. 事業の開始の日から30日以内に届出 | H. 事業の開始の日の30日前までに届出 | | |
| I. 事業の開始の日から6月以内に届出 | J. 事業の開始の日の6月前までに届出 | | |

【②群】事業の廃止

- | | |
|----------------------|----------------------|
| a. 事業の廃止の日から10日以内に届出 | b. 事業の廃止の日の10日前までに届出 |
| c. 事業の廃止の日から30日以内に届出 | d. 事業の廃止の日の30日前までに届出 |
| e. 事業の廃止の日から6月以内に届出 | f. 事業の廃止の日の6月前までに届出 |
| g. 許可 | |

9. 港湾運送事業法

1. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の港湾運送事業の種類は、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業、検量事業の7つである。
- (2) 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をすることができる。
- (3) 検量事業を営もうとする者は、港湾ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (4) 一般港湾運送事業者が港湾運送約款を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- (5) 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止の日の60日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なくてはならない。

2. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業法は、港湾運送に関するアを確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) 港湾運送事業者は、軽微な事項に係る変更を除き、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣のイを受けなければならない。
- (3) 港湾運送事業者は、運賃及び料金並びに港湾運送約款をウにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。
- (4) 国土交通大臣は、港湾運送事業者が港湾運送事業法に違反した等に該当するときは、エ以内において、期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。
- (5) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれをオに寄託することができる。

【語群】

- | | | | | | |
|--------|----------|------------|----------|--------|--------|
| 1. 需要 | 2. 港湾管理者 | 3. 国土交通大臣 | 4. 倉庫営業者 | 5. 認可 | |
| 6. 六十日 | 7. 免許 | 8. 営業所 | 9. 三月 | 10. 秩序 | 11. 公益 |
| 12. 許可 | 13. 三十日 | 14. 各地方運輸局 | 15. 承認 | | |

10. 内航海運業法

次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律において「ア」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭船を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。）をする事業をいう。
- 一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定するイ及びウ
 - 二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業
 - 三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業
- (2)① 第三条第一項の登録^{※1}を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 エ及び位置
 - 三 使用する船舶の名称、船種、総トン数その他国土交通省令で定める事項
 - 四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- ② (2)①の申請書には、オ、カ、その他の国土交通省令で定める事項を記載したキを添付しなければならない。
- (3)① 第三条第一項の登録を受けた者は、(2)①各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行うクを受けなければならない。ただし、エの変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- ② 第三条第一項の登録を受けた者は、(3)①ただし書の軽微な変更をしたときは、その日からケ以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 第三条第一項の登録を受けた者及び第三条第二項の届出^{※2}をした者は、海上運送法第十九条の五第一項（コに係る部分を除く。）及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項（同法第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をしなくてもよい。

※1 第三条第一項の登録・・・総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶によるアの登録

※2 第三条第二項の届出・・・総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるアの事業開始の届出

11. 港則法

次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、港内におけるアの安全及び港内のイを図ることを目的とする。
- (2) 平成22年4月現在、港則法の適用港の数は全部でウあり、そのうち特定港の数はエである。
- (3) 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々そのオ又は積載物のカに従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。
- (4) 特定港内又は特定港のキで工事又は作業をしようとする者は、港長のクを受けなければならない。
- (5) ケ区域を航行区域とするコは入出港の届出をしなくてよい。

12. 海上交通安全法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) この法律が適用される海域にはそれぞれ航路が設定されており、その数は、東京湾にア、伊勢湾に1つ、瀬戸内海にイである。
- (2) 航路及びその周辺のウで定める海域以外において工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官にエをしなければならない。
- (3) 航路及びその周辺の海域における工事等の行為のうち、許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さがオメートルを超える空域における行為、海底下カメートルを超える地下における行為等が定められている。

2. 次の文章中、内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 航路を航行しなければならない船舶はアの船舶である。
- (2) 巨大船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のイまでに省令で定められた事項をウの長に通報しなければならない。
- (3) ばら積みの引火性液体類を積載した船舶のうち、危険物積載船に該当するものは、エ以上の船舶である。

【語群】

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| ①長さ50メートル以上 | ②総トン数100トン以上 | ③外国国籍 |
| ④1週間 | ⑤3日前 | ⑥前日正午 |
| ⑦地方運輸局 | ⑧地方整備局 | ⑨海上交通センター |
| ⑩総トン数500トン | ⑪総トン数1000トン | ⑫総トン数10000トン |

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために、あらかじめの承認を受けて、船舶から油を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を提出しなければならない。
- (2) 船舶所有者は、船舶を一定の廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶についての登録を受けなければならない。
- (3) 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等についての行う検査を受けなければならない。
- (4) 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、国際海洋汚染等防止証書交付申請書をに提出しなければならない。
- (5) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、一定の事項をに届け出なければならない。

【語群】

- | | | |
|--|--|--|
| (ア) 1. 国土交通大臣
2. 環境大臣
3. 海上保安庁長官 | (イ) 1. 環境大臣
2. 海上保安庁長官
3. 地方運輸局長 | (ウ) 1. 国土交通大臣
2. 環境大臣
3. 海上保安庁長官 |
| (エ) 1. 国土交通大臣
2. 海上保安庁長官
3. 地方運輸局長 | (オ) 1. 国土交通大臣
2. 海上保安庁長官
3. 地方運輸局長 | |

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- (2) 定期検査、中間検査等の法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて海上保安庁長官に再検査を申請することができる。
- (3) 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉碎設備(船舶発生廃棄物を粉

碎することにより処理する設備をいう。)その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であって国土交通省令で定めるものを製造する者は、その型式ごとに海上保安庁長官の型式承認を受けることができる。

- (4) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 廃油処理業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、環境大臣に届け出なければならない。

14. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□に入る適切な語句を下欄の語群①から選びその番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。(10点)

- (1) 日本船舶が滅失若くは沈没シタルトキ、解撤セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若くハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ□ア□ヲ為シ且遅滞ナク□イ□ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ□ウ□間分明ナラサルトキ亦同シ
- (2) 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港、□エ□、総トン数、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ要ス
- (3) 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若くハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ□オ□ハ其地ニ於テ□カ□ヲ請受クルコトヲ得
- (4) 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ□キ□及ビ業務ヲ執行スル役員ノ□ク□ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- (5) ①外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□ケ□ヲ超ユルコトヲ得ス
②日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□コ□ヲ超ユルコトヲ得ス

【語群①】

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|------------|
| 1. 二分ノ一以上 | 2. 三分ノ二以上 | 3. 四分ノ三以上 | 4. 五分ノ三以上 |
| 5. 全員 | 6. 船舶国籍証書 | 7. 仮船舶国籍証書 | 8. 登録事項証明書 |
| 9. 登記事項証明書 | 10. 国際トン数証書 | 11. 総トン数計算書 | 12. 一个月 |
| 13. 三个月 | 14. 五个月 | 15. 六个月 | 16. 一年 |
| 17. 二年 | 18. 四年 | 19. 六年 | 20. 船舶所有者 |
| 21. 船舶管理人 | 22. 船長 | 23. 造船地 | |
| 24. 信号符字 | 25. 番号 | 26. IMO番号 | 27. 純トン数 |
| 28. 国際トン数 | 29. 変更ノ登録 | 30. 抹消ノ登録 | 31. 登録ノ訂正 |
| 32. 登記ノ変更 | | | |

2. 次の文章中、□に入る適切な語句を下欄の語群②から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。(10点)

- (1) 日本船舶のうち、総トン数□ア□の船舶には、信号符字を点附しなければならない。
- (2) 船舶所有者は、□イ□、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書に記載された事項や登録を行った事項に錯誤又は遺漏あることを発見した時は、その旨を疎明し訂正を申請しなければならない。
- (3) 船籍港に変更のある変更登録申請（電子申請を除く。）をする際の手数料額は□

ウ 円である。

- (4) 何人でも、手数料を納付して、エ の謄抄本や オ の交付を請求することができる。
- (5) 船舶に標示する船名等の文字は、カ 以上の大きさを標示する必要がある。
- (6) 日本船舶のうち、総トン数 キ の船舶には、船舶登録等の規定は適用されない。
- (7) 日本において総トン数の測度を申請する場合は、当該船舶の ク を管轄する管海官庁に申請しなければならない。
- (8) 船舶国籍証書の記載事項に変更があり、当該証書の書換を申請する場合は、 ケ の申請と同時にしなければならない。
- (9) 総トン数20トン以上の船舶の船籍港は、原則として コ の住所に定めることとなっている。ただし、船舶の航行しうる水面に接していないなど、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

【語群②】

- | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 1. 所在地 | 2. 取得地 | 3. 造船地 | 4. 船籍港 | 5. 船舶所有者 |
| 6. 船舶管理人 | 7. 船長 | 8. 船舶国籍証書 | 9. 仮船舶国籍証書 | |
| 10. 登録事項証明書 | 11. 登記事項証明書 | 12. 国際トン数証書 | | |
| 13. 総トン数計算書 | 14. 船舶件名書 | 15. 5トン未満 | 16. 5トン以上 | |
| 17. 20トン未満 | 18. 20トン以上 | 19. 50トン未満 | 20. 50トン以上 | |
| 21. 100トン未満 | 22. 100トン以上 | 23. 500トン未満 | 24. 500トン以上 | |
| 25. 変更の登録 | 26. 抹消の登録 | 27. 登録の訂正 | 28. 登記の変更 | |
| 29. 5 cm | 30. 10cm | 31. 15cm | 32. 20cm | 33. 6,700 |
| 34. 7,500 | 35. 13,500 | 36. 20,100 | | |

15. 船舶安全法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。(10点)

- (1) アは、船舶安全法第5条による検査(定期検査、中間検査等)を受検しなければならない。
- (2) 船舶安全法第6条による製造検査を受検しなければならない者は、イであり、製造検査の対象となる船舶は、ウメートル以上の船舶である。
- (3) エの登録を受けた船級協会の検査を受け、船級の登録がなされたオ以外の船舶は、船級を有する間、管海官庁の特別検査以外の検査を受け、これに合格したものと見なされる。
- (4) 旅客船とは、カ人を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (5) 専ら本邦の海岸からキ海里以内の海面又は内水面において従業し、かつ総トン数20トン未満のクは船舶安全法第32条(施設強制の規定の不適用)が適用され、船舶検査を受検する必要がない。
- (6) 船舶所有者は船舶検査証書の有効期間が満了したときには、すみやかに船舶検査証書を管海官庁にケしなければならない。
- (7) 臨時検査を受検すべき場合に、定期検査を受検する場合には、臨時検査を受検することをコ。

【語群】

①船長	②船舶所有者	③海事代理士	④船舶の製造者
⑤国土交通大臣	⑥地方運輸局長	⑦12	⑧13
⑨20	⑩24	⑪30	⑫100
⑬要する	⑭要しない	⑮返納	⑯破棄
⑰登録	⑱旅客船	⑲漁船	⑳貨物船

2. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供する時に行う検査をア、という。管海官庁は、アに合格した船舶に対してイを交付する。
- (2) 船舶検査証書の有効期間は5年とする。ただし、ウを除き平水区域を航行区域とする船舶又は小型船舶にして国土交通省令を以て定めるものについては6年とする。
- (3) 船舶安全法第5条による検査(定期検査等)は、船舶のエを管轄する管海官庁が行う。
- (4) 管海官庁は定期検査に合格した船舶に対して、船舶検査証書及び船舶検査済票

(小型船舶に限る。)を交付すると同時に、最初の定期検査の場合には、検査に関する事項を記録するための「オ」を交付する。

(5) 以下の船舶は、国土交通省令の定めるところにより、満載吃水線を標示する必要がある。

①遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶

②沿海区域を航行区域とする長さ「カ」メートル以上の船舶

③総トン数「キ」トン以上の漁船

(6) 船長は、船舶検査証書及び船舶検査手帳を「ク」に備えておかなければならない。

(7) 航行区域は、平水区域、「ケ」区域、近海区域、又は遠洋区域の4種類とされている。

(8) 漁船以外の船舶における最大搭載人員は、旅客、「コ」、及びその他の乗船者の別に船舶検査証書に記載される。

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

次の「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文を引用した文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数のア及びイの交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) この法律において「ウ」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。
- (3) 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主としてエに従事する船舶について、そのオを表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) カは、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等のキを表すための指標として用いられる指標とする。
- (5) 長さク未満の日本船舶のケは、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及び純トン数を記載した書面（以下「コ」という。）の交付を受けることができる。

【語群】

- | | | | | |
|-------------|-------------|-----------------|------------|-----------|
| 1. 検査 | 2. 測度 | 3. 公証 | 4. 国籍証明書 | 5. 船舶国籍証書 |
| 6. 国際トン数証書 | 7. 国際トン数確認書 | 8. 総トン数証書 | | |
| 9. 国際航海 | 10. 遠洋航海 | 11. 遠洋区域又は近海の航行 | 12. 三十メートル | |
| 13. 二十四メートル | 14. 二十メートル | 15. 船長 | 16. 大きさ | 17. 積量 |
| 18. 乗組員 | 19. 重さ | 20. 重量 | 21. トン数 | 22. 純トン数 |
| 23. 総トン数 | 24. 載貨重量トン数 | 25. 閉囲場所 | 26. 船舶所有者 | |
| 27. 最大積載量 | | | | |

17. 造船法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 造船法は、アの向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的としている。
- (2) 鋼製の船舶の製造をする事業を開始した者は、その事業を開始した日からイ以内にその施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 造船法第2条第1項に基づく許可を受けた施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造に必要な造船台（平均潮高時における陸上耐圧部（せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む）の長さがウメートル以上のもの）をエし、増設し、又は拡張しようとするときは、造船法第3条第1項に基づく許可を受けなければならない。
- (4) 造船法の規定に基づく施設の新設等の許可を受けようとする者は、技術的及びオ基礎が確実でなければならない。

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 施設の新設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から20日以内に、その旨を届け出なければならない。
- (2) 造船法に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任している。
- (3) 許可を受けた設備を、船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ造船業廃止届出書を提出しなければならない。
- (4) FRP製の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上のものの製造をする事業を開始した者は、造船業開始届出書を提出しなければならない。
- (5) 生産状況報告書は、船舶の製造をする事業を営む全ての者が提出しなければならない。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、を選任しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、（以外の者がに代わってその職務を行うべきときは、その者。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶のについて、の実施を確保するために必要な操練（以下単に「操練」という。）を実施させなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程（当該国際航海日本船舶に係る等の設置に関する事項、の実施に関する事項、の選任に関する事項、の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及びの備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
- (4) 船舶保安証書の有効期間は、とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、を限りその有効期間を延長することができる。
- (5) 臨時船舶保安証書の有効期間は、とする。ただし、その有効期間は、当該国際航海日本船舶の所有者が当該国際航海日本船舶について船舶保安証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。